

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月12日

【事業年度】 第30期（自2023年4月1日至2024年3月31日）

【会社名】 株式会社NEW ART HOLDINGS

【英訳名】 NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 白石 幸生

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目6番3号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 (03) 3567 - 8091 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 神尾 常夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目15番2号

【電話番号】 (03) 3567 - 8098

【事務連絡者氏名】 常務取締役 神尾 常夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月28日に提出いたしました第30期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(4) 臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(4) 臨時報告書

(訂正前)

2023年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会決議事項の決議）に基づく臨時報告書であります。

(訂正後)

2023年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会決議事項の決議）に基づく臨時報告書であります。

2024年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会決議事項の決議）に基づく臨時報告書であります。